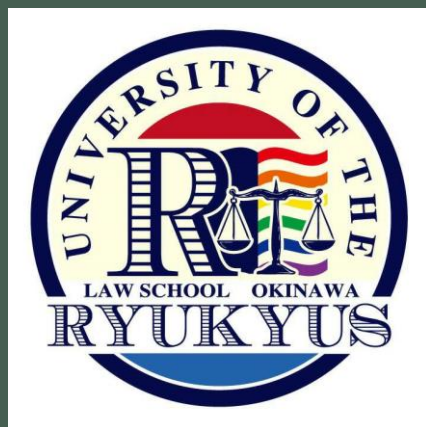


2021年11月29日（月）

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会

第2回会議

スウェーデンにおける 性犯罪規定



琉球大学法科大学院

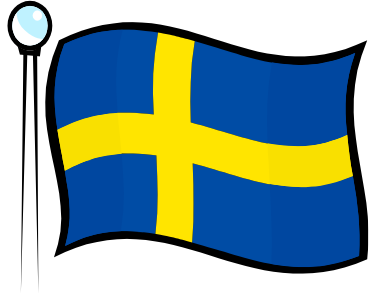
矢野恵美

頂いたご質問

- ・スウェーデン性犯罪改正において、男性の女性に対する暴力の終焉と男性やセクシュアル・マイノリティ被害者への配慮が重要視されていると聞いています。改正が行われた結果、社会・人々の認識にはどのような変化が見られたのでしょうか。
- ・セクシャルマイノリティへの配慮はあるのでしょうか。
- ・同意なくコンドームを外す行為が問題となっているか、犯罪化すべきでしょうか。
- ・暴行・脅迫を外し、「任意に参加」という条文に改正することに反対意見はなかったのでしょうか。
- ・重過失処罰を入れることについて反対はなかったのでしょうか。重過失処罰でどの様な事案が処罰対象として把握されているのでしょうか。
- ・スウェーデンにおける性犯罪の構造についてはどうなっているのか（強制わいせつと強制性交を分けていないと聞いています）、スウェーデンには死刑がないことの確認、殺人罪、傷害致死、強盗の法定刑はどうなっているのか。
- ・仮訳第6章第1条の「自発的に参加していない者」の立証（立証責任）は裁判実務上どのようになされていますか。列挙事由への該当性を検察側が立証するというような形になっていませんか。
- ・過失レイプ罪、過失性的暴行罪犯について、有罪判決は出ていますか。事実認定上、立証上の困難は生じていますか。他の過失犯と比べて違いはありますか。
- ・自発的に参加していない者との性的行為を処罰対象とし、「自発性が言語、行為その他の方法により表明されていたか否かの判断に特段の注意を要する」とされているが（第6章1条）、例えばどのような事実関係があれば自発性ありと判断されうるのか。
- ・スウェーデンの実務において、上記規定で法解釈上又は法適用上しばしば争われるのはどの点か（例えば日本であれば同意誤信）。

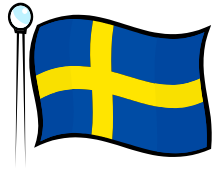
頂いたご質問の整理

- スウェーデンの2018年性犯罪規定改正の背景と効果
 - 議論、反対意見
 - 男性から女性への暴力という観点
 - セクシャルマイノリティに関する観点
- 現在の犯罪規定の構造とレイプ罪の立証（限定列挙）
 - 事例（自発性判断、争点）
 - 他罪との法定刑の関係
- 過失レイプ罪
 - 判例と立証



今回の改正をなしえた背景

—誰のための法改正なのか—



スウェーデンにおける性犯罪規定の動向

1. 第6章「道徳に対する犯罪」

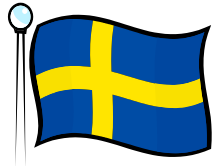
(1965年刑法 1962年法律第700号)

第6章第1条強姦罪 ≡ 日本の改正前の強姦罪

強姦罪：男性→女性、性交（姦淫）

夫婦間強姦

親告罪



スウェーデン：性犯罪規定の動向

2. 第6章「性犯罪」（1984年改正） ≡ 日本の改正後

※1971年委員会：男性委員多 「被害者の落ち度論」

※1977年委員会：超党派の女性議員 被害者保護はなし

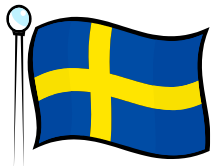
厳罰化、性の中立化（ジェンダー・ニュートラル化）

強姦罪（レイプ罪）：ジェンダー・ニュートラル化に伴う
概念の拡大

夫婦間強姦

非親告罪化

△道徳色払拭



性犯罪規定の動向

3. 1998年「女性の安全法」

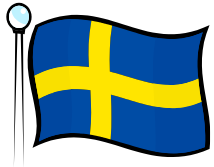
「女性に対する暴力」への注目＝「継続する暴力」の捕捉

DV罪の創立(第4章) ⇔ ジェンダー・ニュートラル

広いレイプ概念

(女性) 被害者保護

買春罪創設



性犯罪規定の動向

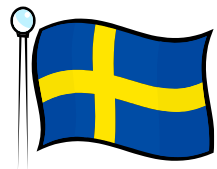
4. 第6章「性犯罪」（2005年改正）○性的自己決定権

さらに広いレイプ概念

（女性）被害者保護、児童の保護

※暴行・脅迫要件の限りない引き下げ、

2018年改正の下地



性犯罪規定の動向

(2018年改正)

5. 第6章「性犯罪」改正

第1条の「レイプ」概念の見直し

「任意に参加」≡同意

→絶対に「任意参加」とはみなされない類型の例示

1条aの「(重) 過失レイプ罪」の創設

用語の変更はせず⇔言葉がそのままでは意識が変わらない

※捜査機関への教育、一層の(女性)被害者保護

2018年の法改正の背景

- 1995年の「女性の安全法」を出した委員会当時から
20年以上にわたり続く議論を経てようやく達成
→被害者の状況にあまりに焦点があたりすぎてしまう
のではないかという懸念があった→社会の要請
 - 未だに残るジェンダー不平等、若い女性の脆弱性
 - 実質的に「暴行・脅迫」要件をなくしても、なお救えない
(女性) 被害者がいるという問題意識
 - 2013年9月27日のスヴェア高裁無罪判決も1つの契機
 - 法案は、党派を超え、全会一致で通過
- ※法改正をしなければ、被害者が救えないという視点

2018年の改正の背景

- 法制審議会の報告書のタイトル
『性的完全性のより強固な保護』（577頁）
- 「任意に性行為に参加していない人と性行為がなされたが、強要はされておらず、加害者が被害者の脆弱性や依存状態を利用もしていない場合」をどうするのか



誰のための法改正なのか：被害者（特に女性、子ども）

女性

- 1988年 被害者補佐人に関する法律（被害者国選弁護人）：出発は深刻な性犯罪の被害にあった女性の支援
- 1994年 国立女性（の安全のための）センター（女性被害者のためのワンストップ、教育や啓発）
 - 1994年 犯罪被害者庁
- 1998年 女性の安全法

子ども

- 1995年 18歳未満での性犯罪被害の時効開始時期の改正
- 1999年 児童のための特別代理人法（被虐待児のための特別代理人）
- 2007年 子どもの家（子どもの被害者のためのワンストップ）
- 2020年 18歳未満での性犯罪被害の時効廃止

(冊子の写真)

2005年に生まれた子どもの親・保護者に
2019年に送られた冊子
(個人番号を使用)

犯罪被害者庁による広報

- 今回の改正を歓迎するというコメントをいち早く犯罪被害者庁長官が発表
- 10代向けの特設ページ、冊子を作成、周知へ

冊子『自由意思によって』

「セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪。ティーンエイジャーは限界がどこまでか知ってる？あなたは知ってる？」

(ポスターの写真)

犯罪被害者庁のキャンペーン

- 至る所にこのポスターを貼る。動画も配信。
- 18～25歳の若者の10人に7人近くに情報が届いた。
- メッセージの内容は明確で、「セックスは常に自発的なものであり、そうでなければ犯罪」。
- DV罪を作った時にも同じ方法でキャンペーンが行われた（「女性の安全オペレーション」）＝法制審議会の報告書で提案された。

セクシャル・マイノリティへの配慮

- そもそも1984年のジェンダー・ニュートラル化の時点で性犯罪規定上はセクシャルリティに関する区別なし
- 2018年改正の際の法制審議会の報告書の中で言及
 - セクシャル・マイノリティの人々にも当事者性を感じてもらえるように「レイプ」の語の変更を提案
 - 法案では採用されなかった

スティルシング

スウェーデン

- スウェーデンでスティルシングがレイプとなるかはケースによる

但し

- 避妊：コンドームの他にピルやリング（女性主体）
- 緊急避妊薬の薬局での購入可
- レイプの通報率が高い

日本

- 避妊：コンドーム（男性主体）
- 緊急避妊薬の薬局での購入不可
- 人工妊娠中絶：性犯罪被害の場合も基本的に配偶者の同意が必要（母体保護法第14条1項2号）
- 自己墮胎罪あり(刑法第212条)
- 妊娠数中の中絶割合：14歳以下は82.3%（2020年）＝多くは強制性交罪に該当、デートDVの可能性もあり

第6章性犯罪規定の概観、法定刑



性犯罪規定と法定刑（6章）（矢野訳）

1条	レイプ罪（通常／深刻でない／加重） 2-6・-4・5-10	8条	性的姿態のための児童利用罪（15歳未満、15歳以上18歳未満）（通常／加重）-2／0.5-6
1条a	（重）過失レイプ罪 （通常／深刻でない）-4／なし	9条	性的行為の購入を通じた児童の性的利用罪 （約束や対価は第3者でも可）-2
2条	性的侵害罪（通常／加重） （1条以外の行為）-2／0.5-6	10条	わいせつ罪（15歳未満、本章の他の条文以外の行為）罰金又は-2
3条	（重）過失性的侵害罪 （通常／深刻でない）-4／なし	10条a	性的目的による児童との面会のための接触罪 -2
4条	児童に対するレイプ罪（15歳未満、15歳以上18歳未満の子孫か監護下か） （通常／加重）2-6／5-10	11条	性的サービスの購入罪 （約束や対価は第3者でも可）-1
5条	児童の性的利用罪 （4条が深刻でない時）-4	12条	周旋罪（通常／加重）-4／2-10
6条	児童に対する性的侵害罪（通常／加重） （4・5条以外の行為）-2／1-6	13条	年齢の不知に関する過失
7条	子孫との性交罪-2、 （両親が同じ）兄弟姉妹との性交罪-1 （暴行・脅迫なし）	14条	15歳未満の者に対する罪が年齢差のない者によってなされた場合等
		15条	未遂、予備等

法定刑の比較

罪名	刑罰
強盗（8章5条）	1年以上6年以下の拘禁 （加重強盗：5年以上10年以下）
レイプ（6章1条1項）	2年以上6年以下の拘禁 （加重レイプ：5年以上10年以下） （（重）過失レイプ：4年以下）
DV（4章4条a2項）	9か月以上6年以下の拘禁
殺人（3章1条） （深刻でない 3章2条）	10年以上18年以下の拘禁又は終身拘禁 （6年以上10年以下）

第6章 第1条レイプ罪 第1条a過失レイプ罪

スウェーデン刑法（矢野訳）

第6章性犯罪

• 第1条 レイプ罪

任意に参加していない者に対し、性交又は侵害性が深刻で性交と同等とみなされるその他の性的行為を行った者は、「レイプ」の罪として2年以上6年以下の拘禁に処せられる。相手方が任意に参加しているか否かの判断においては、言葉、行為又はその他の方法で任意性が表現されたかどうかは特に考慮されなければならない。以下のような場合には、任意であったとは決してみなされない。

- ①傷害、その他の暴行又は犯罪行為に関する脅迫、人を犯罪に関して起訴若しくは告発するという脅迫若しくは有害な情報を人に伝えるという旨の脅迫の結果である場合。
- ②行為者が、意識喪失、睡眠、深刻な恐怖、酩酊若しくはその他の薬物の影響、疾患、負傷、精神障害又はその他により、諸事情に照らして特に脆弱な状況にあると考えられる者を不適切に利用する場合。
- ③行為者が、人が行為者に依存的な状態にあることを重大に濫用し、人に参加をさせた場合。

2 当該犯罪が犯罪の状況を考慮しあまり重大でないとみなされる場合には「レイプ」の罪として4年以下の拘禁に処せられる。

3 第1項に規定された犯罪が重大であるとみなされる場合は、「重レイプ」の罪として5年以上10年以下の拘禁に処せられる。当該犯罪が重大であるかどうかを判断するに当たっては、行為者が特に深刻な方法の暴行又は脅迫を用いたこと、複数の者が被害者に性的暴行を加え若しくはその他の方法で侵害行為に参加したこと、又は行為者が、その手順、児童の低年齢さ若しくはその他を考慮して、特別な無思慮若しくは残忍性を示したかどうかは特に考慮されなければならない。

• 第1条a 過失レイプ罪

第1条に定める行為を行い、他人が任意に参加していないという事情に関して注意を著しく怠った者は、「過失レイプ」の罪として4年以下の拘禁に処せられる。

2 当該行為が状況を考慮しあまり深刻でない場合には責任を問われない。

被告人が、被害者と性交
又は性交に相当する
その他の性的行為を行ったかどうか

はい

いいえ

無罪

(他罪に該当する可能性はあり)

①傷害、その他の暴行又は犯罪行為に関する脅迫、人を犯罪に関して起訴若しくは告発するとかいう脅迫若しくは有害な情報を人に伝えるとかいう旨の脅迫の結果として参加させたかどうか

②被害者が意識喪失、睡眠、深刻な恐怖、酩酊若しくはその他の薬物の影響、疾患、負傷、精神障害又はその他により、諸事情に照らして特に脆弱な状況にあると考えられるかどうか

③人が行為者に依存的な状態にあることを重大に濫用して、人に参加をさせたかどうか

はい

いいえ

行為者がそれを不適切に利用して参加させたかどうか

いいえ

はい

はい

いいえ

任意かどうかの判断へ

レイプ

(スウェーデン) 2018年改正後のレイプケースの判断方法

被告人が、被害者と性交又は性交に相当するその他の性的行為を行ったかどうか

いいえ

無罪

はい

第1条第1項の第1号から第3号にあたるかどうか

即ち、被害者の参加が、暴力又は脆弱な状況／依存の地位の結果であったかどうか

=従来のレイプ

=任意ではない

いいえ しかし強要はされておらず、加害者が被害者の脆弱性や依存状態も利用していない場合

被害者の参加が任意であったかどうか

はい

無罪

被害者が任意に参加していなかったことを被告人が理解していたか

はい

レイプ

いいえ

被害者が任意に参加していないリスクを被告人は知っていたか、又は、知っているべきであったか

いいえ

無罪

はい

被害者が任意に参加したかどうかにかかわらず、被告人がリスクに無関心であったかどうか

いいえ

過失レイプ

はい

レイプ

- 第6章第1条a 過失レイプ罪
2019年7月11日最高裁判例